

## 予備電源制度の概要について

予備電源制度は広域機関が制度実施主体になることが望ましいと国の審議会で整理され、制度詳細設計及び業務運営設計を進めてきた。予備電源は電源入札等の一類型であるため、広域機関の定款・業務規程に基づいて業務を行うことになる。2024年度中に予備電源の初回募集を行うため、定款第43条第2項に基づき、広域機関で実施する予備電源制度運営についてお諮りする。

## 1. 予備電源の募集

予備電源募集の基本要件・予備電源募集要綱を策定し、予備電源の募集を行う。

## 2. 予備電源の落札電源の決定

有識者を含めた委員会において、予備電源としての基本的なリクワイアメントを満たせるかを評価する。最低限の条件をクリアしていれば、価格を重視して落札電源を決定する。

## 3. 予備電源の維持管理

予備電源維持運用者から定期報告・随時報告を受領する。予備電源の維持管理状況を評議員会で報告する。

## 4. 予備電源制度の請求・支払

一送から電源入札拠出金を回収し、予備電源維持運用者に電源入札等補填金を交付する。

## 5. 2024年度募集スケジュール

2024年度夏以降に予備電源募集を開始し、2024年度中に契約を行う。

以上